議案第94号

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月17日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準の改正に伴い、保護者から支払を受けることができる費用のうち、 食事の提供に係る費用に関する規定を変更し、連携施設の確保に係る経過措置を延 長するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例(平成26年9月世田谷区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者 負担の内容」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定」を「、教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「教育・保育給付認定子どもが」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及 び第19条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定 保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、 「法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供す る場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する区市町村が定める額とし、特別 利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する区市町村が定める額とする 。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法 第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教 育・保育給付認定保護者」に、「当該特定教育・保育に係る」を「その特定教育・保 育に係る」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超える ときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施 設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣 総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要 した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利 用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準に より算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えると きは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定 保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中 「次の各号」を「次」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改 め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
 - ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割合算額(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。)がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども 77,101円
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保

育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(**1**)において同じ。) 235,000円

- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額 算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前 期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ど もをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞ れ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するもの を除く。)
 - (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- ウ 都道府県が児童福祉法第27条第1項第3号の規定により里親(同法第6条の4に規定する里親をいう。)に委託した法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに対する副食の提供(ア又はイに該当するものを除く。)
- エ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号並びに同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「特例施設型給付費を含む」を「法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう」に改め、「この項及び第19条において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」

を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、 同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育 給付認定保護者」に改める。

第20条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担の内容その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条(見出しを含む。)、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「、支給認定子ども」を「、教育・保育給付認定子ども」に、「際には」を「ときは」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含む」に、「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」を「認定こども園又は幼稚園」に、「特定教育・保育施設(特別

利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」を「特別利用保育を提供している施設」に改め、「該当する支給認定子ども」及び「区分に係る利用定員の数」を削り、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」とあるのは「」を「」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保育事業にあっては」に改め、「、その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担の内容」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」

を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下こ の条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」を削り、「支給認定 保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が 特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する区 市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に 規定する区市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」 を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要 した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、 当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30 条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その 額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利 用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては 同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が 現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地 域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・ 保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」 に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第4号及び同 条第5項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第6項 中「際は」を「ときは」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に 改める。

第46条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担の内容その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事 業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「施設型給付費(特例施設型給付 費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付 費(特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19 条において同じ。)」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とある のは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以 上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見 出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給 付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27 条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法 第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条におい て」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「 特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第19条中「施設型給付費 」とあるのは「地域型保育給付費」に、「「支給認定子ども」を「「教育・保育給付 認定子ども」に、「その支給認定子ども」を「その教育・保育給付認定子ども」に、 「に際し、支給認定子ども」を「ときは、教育・保育給付認定子ども」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含

むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用す る」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地 域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、 この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第 10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33 条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、 第39条第2項中「法第19条第1項第3号」とあるのは「法第19条第1項第1号 」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下こ の章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域 型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条 第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含 む。)」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき 、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認めら れる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申 込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理 念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育 ・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保 育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育 ・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項 中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号に規 定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2 項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲 げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号アからウ までに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは 「前3項」とする」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「支給認定子ども(」を「教育・保育給付認定子ども(」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定

子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。)に要する費用」とする」に改める。

第55条中「法第14条第1項」の次に「(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、「法第28条第2項第2号」とあるのは「同項第2号」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「その特定教育・保育」とあるのは「その特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)」に改める。

附則第3条及び第4条を削る。

附則第5条中「5年」を「10年」に改め、同条を附則第3条とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。